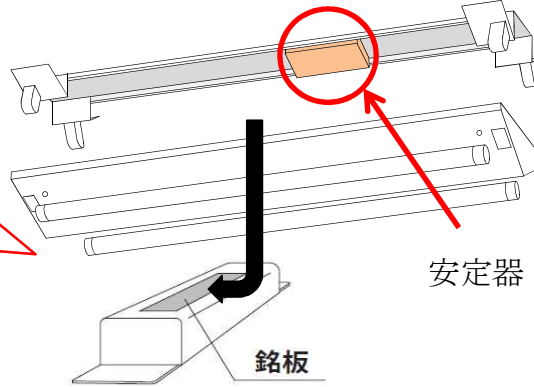


照明器具内の安定器の調査方法

昭和32年から昭和47年にかけて製造された**照明器具の安定器**（照明のちらつきをなくす電気機器）には**PCB（毒性のある絶縁油）**が含まれている可能性があります。以下の要領に従ってご確認ください。

電球や丸型蛍光灯、一般家庭用の照明器具にはPCBは使われていません。



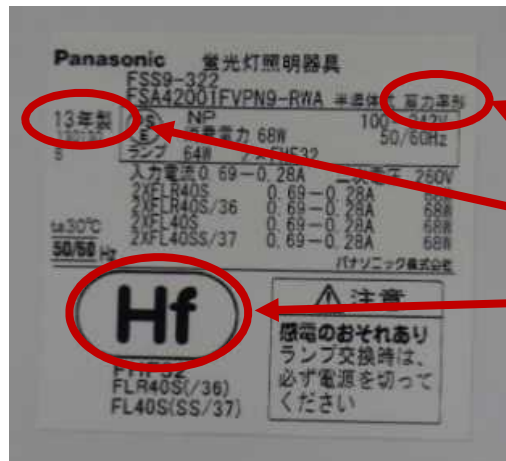
調査にあたっての注意事項

- **使用中の照明設備は感電のおそれがあります**ので、調査はなるべく**電気工事業者**や**専門の調査会社等**（建物の維持管理を委託している場合は**メンテナンス会社**）に御相談ください。
- 建物の**しゅん工図書**、**過去に実施した調査の記録等**がある場合には、それをもとに**PCB使用安定器の有無を判断**してください。但し、過去に**サンプル調査を行った事業者は**、調査漏れがあった事例もあることから、今一度御確認ください。
- 照明器具の設置高さに応じて、以下を参考に、安全に十分留意して調査してください。
 - 事務所や店舗等の通常の高さの天井に設置されている場合：脚立等を使用
 - 3m以上ある天井や屋外の高所に設置されている場合：ローリングタワー、可搬式高所作業リフト、高所作業車等を使用

調査方法

（1）照明器具のラベル調査

照明器具のラベル記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等から**PCB使用安定器の有無を判別**してください。（判別方法は別紙2-②参照）



力率の表示

製造年の表示

Hfランプの表示

(2) 安定器の銘板調査

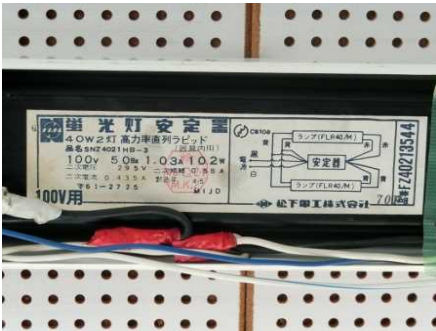
照明器具のラベルによる判別が困難な場合には、照明器具カバー、反射板等を取り外し、安定器の銘板記載内容を確認し、メーカー・種類・力率・製造年月等からPCB使用安定器の有無を判別してください。(判別方法は別紙2-②参照)



①蛍光管をはずす。



②カバーをはずす。



③安定器の銘板を確認。

- ④銘板の写真を撮る。
- ⑤昭和32年～昭和47年8月に製造された高力率の安定器にはPCBが含まれている可能性があります。メーカーへ問合せを(最終ページ参照)。

昭和52年(1977年)3月以前に建築された建物については、PCB使用安定器が設置された可能性があります。以下に示しますので参考にしてください。

・天井裏や壁際・梁

事務室の天井裏や工場の壁際・梁にPCB使用安定器が設置されている場合があります。照明設備を更新した施設においてもPCB使用安定器が残置されている可能性があります。

・照明器具内

LEDランプに交換している場合においても、器具内にPCB使用安定器が残置されている場合があります。

・エレベータ

エレベータの照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

・敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明

敷地内の屋外灯や建物外壁・屋上の照明にもPCB使用安定器が使用されている可能性があります。

・屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等

過去に回収・保管されたPCB使用安定器は、屋外・屋内の倉庫、電気室等の機械室等、普段邪魔にならない場所に保管されている可能性があります。

・無人の施設の照明等

PCB使用安定器は、利用されていない事業所、工場施設等に保管・使用されている可能性があります。